

令和6年度（2024年度）第7回政策会議

日時：令和7年（2025）年1月22日（水）14:50～15:00

会場：市長会議室

参集者：大泉市長，田畑副市長，佐藤副市長，手塚企業局長，藤井教育長
阿部企画部長，池田総務部長，島田財務部長

付議事項

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施について

対応者

宿村子ども未来部長，東出子ども未来部次長，平野子どもサービス課長，
蒲生子ども企画課長

◆議題の趣旨◆

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施について
協議しました。

◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

◆主な発言◆

■宿村子ども未来部長

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施について，協議をお願いします。

こども誰でも通園制度は，すべての子どもの育ちを応援し，すべての子育て家庭への支援を強化するための取組として，保育所や幼稚園の利用対象とならない，一般的には保護者が就労していない子どもたちに対して，新たな通園の仕組みを作ろうとするものであり，国においては，令和8年度（2026年度）から全国の自治体で実施することをめざして制度設計と準備を行っている。

本市では，令和6年度（2024年度）から試行的事業を実施してきたが，令和7年度（2025年度）からの法制度化，令和8年度（2026年度）からの給付制度化と，段階的に本格実施に向けた取組が進む中で，本市の子どもたちとその保護者に対して，安心・安全なサービスと子育てしやすい環境の提供を第一に考え，現在，準備を進めているところである。

本格実施に向けた具体的な進め方や条例の制定、実施事業者が満たすべき基準等について子どもサービス課長から説明する。

■平野子どもサービス課長

こども誰でも通園制度は、令和6年（2024年）6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、児童福祉法が改正され、令和7年（2025年）4月1日から、乳児等通園支援事業として実施されることとなった。事業者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、当該事業を行うことができるものとされ、市町村は、当該事業の設備および運営について、条例で基準を定めなければならないとされている。なお、令和8年度（2026年度）の本格実施にあたっては、給付制度として、すべての自治体が当該事業を実施することとされており、令和7年度（2025年度）中には、給付事業者が遵守すべき制度運用上の基準についても、自治体において整備を進める予定である。

本市においては、令和6年度（2024年度）から、市内5つの事業所において、試行的事業を実施しているが、利用者からは「子育てしやすい環境に資する制度である」と評価をいただいております。現在、予約が取りづらい状況となっていることから、今後は事業の拡大をめざしていきたいと考えています。

先ほども説明したが、令和7年（2025年）4月1日施行となる改正後の児童福祉法において、「市町村は、乳児等通園支援事業の設備および運営について、条例で基準を定めなければならない。」とされており、その項目については、「内閣府令で定める基準に従い定めるもの」と「内閣府令で定める基準を参酌するもの」とする旨、定められている。本市では、現在、試行的事業として実施しているが、令和7年度（2025年度）からは、乳児等通園支援事業として、事業の切り替えを行う必要があることから、令和7年（2025年）1月14日に公布された内閣府令に基づき、速やかに条例制定の手続きを進めたいと考えています。

本事業は、国において、多様な主体の参画を認める観点から、対象施設を限定せず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとしており、設備や運営について、保育所等に準じた安全基準となっている。また、その構成や設備の安全基準、配置すべき職員の割合などについては、保育所における設備運営基準と同様とするなど、子どもの安全に配慮した基準であるほか、本事業の特性に基づき、専任保育士を配置する一般型や、既存の保育クラスに生じた余裕活用型、それぞれの形態に即した規定を定めている。

条例を制定するにあたり、本市では、国の基準どおり制定することを基本とし、消化用具・非常口等必要な設備や非常災害に対する計画策定および訓練等を事業者が義務付ける非常災害対策の条項について、地震や津波等の自然災害を想定した対策の実施を明文化したいと考えています。なお、保育所や幼保連携型認定こ

も園における基準条例においても、同様に明文化している。

本条例は、参酌すべき基準を含むものであり、市に裁量の余地があること、また、事業者には義務を課し、権利を制限する内容であることから、パブリックコメントを実施する。

これまでの経過と今後のスケジュールについて。国の基準である内閣府令が、令和7年（2025年）1月14日に公布されたことから、本会議での意見を踏まえ、速やかにパブリックコメントを実施し、2月議会に条例を提案したいと考えている。なお、事業者の募集については、内閣府令の経過措置として、条例制定前においては、内閣府令の基準を条例の基準とみなすこと、また、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の附則により、令和7年（2025年）4月1日の改正後の児童福祉法の施行日前においても、事業認可の申請を受け、認可をすることができるとされていることから、継続的な事業実施のためにも、2月上旬に事業者募集を行い、速やかに認可手続きを行いたいと考えている。

説明については以上である。

■佐藤副市長

令和6年度（2024年度）は試行的事業の実施ということもあり利用料金を無料にしているが、令和7年度（2025年度）の利用料金を有料にする考えはあるか。

■宿村子ども未来部長

令和7年度（2025年度）の事業実施にあたっては、利用する子ども1人につき1時間300円の料金を事業者にお支払いいただきたいと考えている。

■佐藤副市長

承知した。事業者が当該事業を実施したい場合の申請はいつから受け付けるのか。

■宿村子ども未来部長

2月上旬に事業者へ説明を行い、その後、実施希望事業者の募集を開始する。4月1日から事業を実施できるよう準備を進める。

■佐藤副市長

承知した。

■大泉市長

本件については了承する。

■阿部企画部長

他に意見がなければ，原案のとおり了承とさせていただく。